

○松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成17年1月1日条例第9号

改正

令和3年6月15日条例第32号

令和5年3月23日条例第1号

松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、市の公の施設の管理を行わせるもの（以下「指定管理者」という。）の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 市長又は委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 申請受付期間
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (5) 申請の資格
- (6) 選定の基準
- (7) その他市長等が指定する事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 前条の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、申請受付期間内に市長等に申請しなければならない。

- (1) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (4) その他市長等が別に定める書類

(選定方法)

第4条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他市長等が別に定める事項

(公募によらない指定管理者の候補者の選定)

第5条 市長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第2条の規定による公募によらず、適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

- (1) 当該施設の設置目的、特性、規模等から、特定の団体に管理させることが適切な管理運営に資すると認められるとき。
- (2) 公募に対し申請する団体がないとき。
- (3) 申請した団体の中に指定管理者として適当な団体がないと認められるとき。
- (4) 指定管理者の指定を受けた団体が、第7条に規定する協定を締結しないとき。
- (5) その他緊急の必要により公募することができないとき。

2 前項の規定により選定するときは、市長等は、あらかじめ第3条各号に掲げる事項について選定を行おうとする団体と協議を行うものとし、前条各号に照らし総合的に判断を行うものとする。

(指定管理者の指定)

第6条 市長等は、前2条の規定により選定した指定管理者の候補者について、法第244条の2第6項

の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長等は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示するものとする。

（協定の締結）

第7条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長等と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

（1）指定期間に関する事項

（2）事業計画に関する事項

（3）利用料金に関する事項

（4）事業報告及び業務報告に関する事項

（5）市が支払うべき管理費用に関する事項

（6）指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

（7）管理業務を行うに当たって保有する個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。第11条において同じ。）の保護に関する事項

（8）その他市長等が別に定める事項

（業務報告の聴取等）

第8条 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

第9条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰する事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市長等は、その賠償の責めを負わない。

3 第6条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

（事業報告書の作成及び提出）

第10条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において前条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

（1）管理業務の実施状況

（2）利用状況並びに利用拒否等の件数及び理由

（3）利用料金の収入実績

（4）管理経費の収支状況

（5）その他市長等が別に定める事項

（個人情報の取扱い及び秘密を守る義務）

第11条 指定管理者及び指定管理施設の業務に従事している者は、個人情報の保護に関する法律及び関係法令の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、指定管理施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために利用してはならない。

2 前項の規定は、指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者が職務を退いた後においても、同様とする。

（原状回復義務）

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第9条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった指定管理施設の施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りではない。

（損害賠償義務）

第13条 指定管理者は、故意又は過失により指定管理施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失したと

きは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長等が指定管理者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。
(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年松阪市条例第52号）、飯高町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年飯高町条例第14号）又は嬉野町心身障害者小規模作業所設置及び管理に関する条例（平成16年嬉野町条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和3年6月15日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月23日条例第1号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。